



019420-000-2

特10-919

結制の由来

大内 青巒/著

M 39. 5

ABG-0128



目 次

一 序 辭	一
二 結制の根源	二
三 結制の名義	三
四 安居の意義	四
五 法戒夏臘	五
六 支那に於ての結制	六
七 日本に於ける安居の始	七
八 日本書紀最古の結制	八
九 後世の結制	九
一〇 一夏結制	一〇
一一 法幢地	一一
一二 上堂及び五則法問	一二
一三 結勸	一三

著者 大内青巒

明治
39 5 14
内交

結制と申すことは出家修行の人の身に取りては、何よりも大切なことて、法を聞き道を修すときも之に依て行はれ、僧たるの身分資格も之に依て定まるのである。若しも結制の法が無かつたならば、落ち着いて樂々と法を聞き道を修することも出来ず、法服と申して法の上の年を取ることが出来ないから、俗人としてならば五六十の老人になつた人ても、僧としては生れたばかりの嬰兒と同じことで謂ゆる身分資格の成立ちやうが無いのである。かやうな譯であるに依て、凡そ佛教の出家沙門たる者は、大乗ても小乗ても何宗何派に限らず、皆この結制を大切に守らない者は無いはずである。さりながら國が異り時世が遷り機根が遠ふに隨がつて、追々と其方法にも、變動を生じて、今の世になつては其名ばかりが昔のまゝで、其實は全たく行はれない。

やうに成つた向もあり甚だしきは其名ばかりさへも傳はらない宗派もあると申す有様誠に歎かはしい次第である、仍て今其の根源を尋ねて其れから追々と遷り變つた様子の大畧を述べ遂に今日曹洞宗に於て行はれて居る結制の話に及ばうと思ふ。

二 結制の根源

先づ其の根源を尋ねて見れば昔し釋尊御在世の時に於て多くの弟子たちが追々と諸方に殖えてくるに隨ひ皆悉く行狀堅固な人ばかりと云ふわけにも参らず已に生れて佛在世に遭ひ已に親く佛弟子となりながらも宿世の業報は種々様々なるもので、六群比丘と申す連中などは誠に心懸の好くない人々で其の行狀も修まらない所からしばく釋尊に御迷惑を掛けたてまつた事も多く中には心懸の悪いといふのでは無くても過誤失策で色々な間違ひを仕出かす者もあり已むを得ずして釋尊は其度毎に追々と戒法をお定めなされて此後は其ういふことを致しては相成らぬとか又は其事は以來かやうに致せとか云ふ擬をも立てなされたのが即ち小乘の二百五十戒であり其他にも三千威儀經などと云ふお説法もあつて朝な夕なの起居振舞から袈裟の掛けやう物の言ひやう何から何まで事細かにお世話をなし下され

るにも拘はらず、ヤハリ心懸の悪い者は一年中たゞ飄々と世間に流浪しあるき自分利益にも成就して他人の迷惑にばかり成る者もあるに依て毘那耶律と申す律には五法を成就して五夏を経た者でなければ師匠の手元を離れて世間を行脚しあるいては成らぬぞと云ふ擬をも立てさせられた其の五夏といふことが即ち結制を五年つゝけて修行した人といふことで結制を五年経た者でなければ師匠の手元を離れて獨立の資格を得られない獨りて旅をするごとをも許さないと云ふことになるのである、そこで少なくとも五夏以上は必ず師匠の手元に於て謂ゆる五法を成就するまでの修行を積まねば成らぬと云ふのが抑も結制の根源である、五法と云ふことを委しく申せば非常に長い話になるから今は畧して置くが其の名目だけを申せは一に犯を識る、二に非犯を識る、三に輕を識る、四に重を識る、五に別解脱經に於て善く通塞を知り能く持ち能く誦すといふ五箇條て要する所は戒法を能く委しく知て持ち得ることである。

三 結制の名義

さて此の結制のこととを何故に五夏だの十夏だと謂ふかと云ふに天竺といふ國は

非常なる熱國であり殊に夏になれば毎日く雨が降り續いて草木は大層に繁茂し猛獸毒蛇は多く跋扈して其害毒を蒙る者が年々おびたらしいことであるそこで釋尊は其の時期を経過してしまう間はすべて弟子たちの旅行遊歴をお禁じなされて必らず一つ處に集まつて安らかに法を聞き修行をせねば成らぬことにお定めになつた其れに就ては其の時期の間に於て一同必らず守らねばならぬ制度法則を結び立てると云ふ意味に於ては之を結制と名け又其の時期を四月十六日から七月十五日までの九十日と定める意味に於ては要期とも名ける(此の要期といふ言葉は曹洞宗では使はぬやうであるけれども結制に就ては必要の名目であるから知つて居るが好いのである)又其の九十日間は前にも申した如く雨は降り續く猛獸毒蛇の害は多いと云ふ時節なるにも拘はらず佛弟子たる者は安らかに一つ處に集つて居ると云ふ意味からは之を安居と名けるさて其時期が夏であるといふ所から之を夏安居と云ふたり又は雨時であるといふ所から之を雨安居と云ふたり又は單に夏とばかり云ふこともあり日本の曹洞宗に於ては後に之を江湖會とばかり稱することにもなつた此れは支那の江南湖北といふ言葉から起つたので支那は大國であるけれども

れども楊子江と洞庭湖と二つを中心にして其の楊子江南とか洞庭湖の北とか云へば大体の方角が分る其れを一つにして江南湖北と云へば支那國中と云ふ意味になり其れを更に略して江湖と云へ世の中一般のことになるそこで今この結制安居に集つた衆僧には江南の人もあれば湖北の人もある日本中の處々方々の人が居ると云ふ意味から江湖會と云ふ名が出來たのである。

四 安居の意義

かやうに色々な名義があるけれども其中で安居といふ意味が能く分れば其他の都べての意味も大略に分ると思ふさて其の安居といふことを唐の南山道宣律師が形心靜攝を安と曰ひ要期此住を居と曰ふと云はれたのが誠に簡短であつて而して能く其の意味を言ひ盡してあるやうに思ふ形心靜攝と云ふは形は此の五尺の身軀のこと心は申すまでを無い靜はシヅカと云ふ字で攝はオサメルと云ふことである佛法修行と云へば色々むづかしくも云ふやうなものゝ約めて見れば此の形心靜攝の四字に過ぎぬので更に約めて見れば安の一字に盡きて居る安はヤスラカで即ち吾々お互ひが身も安らかに心も安らかに成りさへすれば佛法の能事畢るのである然

るに如何にせん身も心も静攝とシヅカにオサマルの反對て、サワガシクテオサマラヌのが一般の有様である、そこで先づ此の身も心も静かに攝まるやうにするのが、即ち佛法修行の第一肝要の方法である、其れには何うすれば好いかと云ふに、要期此住が一番に大切である、要期は前にも申した如く、日限を九十日と定めること、此住はヨ、にト、マルと云ふことで、其間は必ず餘處へは往かぬ、之を禁足と申して結制安居の間は誰でも決して寺を離れて門外へ出てゆくことは禁止されるのである、近世の結制に法幢師と首座と唯二人だけ禁足を守つて居るのは、本統の古法では無じ然るに其の要期此住すなはち禁足して九十日が間、一つ處に居ると云ふのも、其目的は前の安の一字すなはち形心静攝と身も心も静かに攝めることに在るのであるから、其の場處を擇ぶことが尤も肝要である、其事に就ては「明了論」と申す本に、五過なき處に安居することを得るとある、五過といふは第一に大に聚落に遠きは求須を得難しとあつて、餘り人里に遠い山中などては衆僧の供養に事を缺く、第二に太だ城市に近きは出世の道を修するを妨ぐとあつて、餘りに町に近い處では衆僧が坐禪觀法などをする妨げが多い、第三に蟲蟻多ければ自他兩損とあつて、悪い蟲などの多く居る

處では自然に殺生などをすることにもなり、殺す者も殺される者も双方の損である、第四に依る可き人なしとあつて、如何に場所がよくとも、正しい師匠があつて指導せられる處で無ければ、何の効も無いことになるから、此れは尤も肝要なことである、第五には施主の供給なしとあつて、前にも申した如く、要期九十日の間は一同禁足て、托鉢にも別請にも赴かぬのであるから、安居中の供養を續けてくれる施主の無い處には安居することが出来ぬ、此の五つの過のある處には並びに安居すべからずとある、先づ此れて安居といふ意義の大体は分つたことと思ふ。

五 法歲夏臘

さて此の要期九十日の間を法歲と云ひ、七月十五日を夏臘と云ふ、法歲といふは佛法の上の歳といふことで、世俗の一年は一月元旦から三百六十五日が一年であつて、十二月が即ち臘月であるけれども、出家の僧としての歳は四月十六日から九十日の間を法の歳と定め、前中後の三安居といふことも有るが、煩はしいに依て畧して置く、七月十五日を受臘の日と申して、其の夏安居を経たのを數へて、彼の和尚は何夏の臘を経た人であるとか、此の長老は未だ幾夏の臘しか経ないと云ふことで、其人の資格

が定まるのである(尤も別に戒臘とか法臘とか稱する意味のこともある)。今は夏安居に就てだけ言ふて置く。そこで夏臘の多い人は俗の年が少くとも上席に座はり其れと反対に何ほど俗の年が長けてあつて、五六十になる人でも、夏臘が足らなければ年若い小僧あがりのやうな者の下にも座らなければ成らぬのであるから、其れに就て支那の唐朝の頃に可笑いことがあつた。唐の則天皇后といふ人は餘り評判の好い皇后では無かつたが佛法に歸依して色々な僧侶を宮中へ入れた人である。其中に杜父といふ僧は元來道教の教師で有つたが、遂に佛教に改宗をして俄かに僧になつたのである。然るに則天皇后が其れを宮中へ招ぐに就て、夏臘が足らないから幾ら皇后の御歸依であつても、他の夏臘の高い人の末席に就かなければならぬ。其れを皇后が氣の毒に思ふて勅して三十夏を賜ふと云ふ御沙汰になつた。天子の詔勅を以て佛制の夏臘を賜ふと云ふは甚だ道理の無いことであるけれども、そこが則天皇后の亂暴氣儘な所で、遽に杜父和尚は三十夏以上の高僧になつたと云ふわけである。實に滑稽至極なる話では有るけれども、夏臘といふことが僧徒の資格の上に於て、何れほどの價値を持つたものであるかと云ふことが、此の一奇談に依ても畧解るのである。

此外にも支那に於ては夏臘を賜ふた例があつて、贊寧の「僧史略」に幾つも擧げられてあるけれども、今は要もないから申すに及ぶまい。

六 支那に於ての結制

さて又此の結制安居といふことが、支那に於ては如何やうに行はれて有つたかと云ふに、誠に其の歴史が能く分らない。然かし南山の道宣律師が始めて律宗を開かれて、出来るだけ天竺の古法を實行されたのであるから、結制安居の法も出来るだけ天竺の僧制のやうに行はれたことであつたらうと思ふ。別して禪宗の側に於ては、百丈禪師が禪林の規則を定められた時に、結制安居の法も確かに定められたことと思ふけれども、今は其の證據とすべき百丈の古規を見る事の出来ないのが遺憾であるが、其の面影の残つて居る「禪苑清規」には簡短ながら結夏と解夏との二章があつて、支那禪林に結制安居の行はれてあつた證據とすることが出来る。殊に我が日本の曹洞宗高祖承陽大師は「正法眼藏」の安居の卷に、震旦の九宗の僧衆、一人も破夏せず、生前に總べて九夏安居せざらんは、佛弟子比丘僧に稱すべからずと仰せられてある。其うして見れば禪宗のみならず、律宗のみならず、諸宗各派ともに皆安居の法を行はれたもの

と見える、而して其の行ひやうは、他宗のことは知らず、禪宗別して曹洞一宗に於ては、承陽大師が其の安居の卷に説き示されたのが、即ち當時宋朝に於て行はれてあつた方法を、其儘に日本へ傳へられたのであることと思ふ。然しながら前にも申した如く、已に唐朝の尤も盛んなる時代に於てさへ早や詔勅を以て夏臘を賜ふと云ふやうな亂れかたであるから、其他の事も大抵思ひやられるに依て、承陽大師が始めて日本に安居法を教へられた時には、餘ほど其弊を矯め其好い所をばかり擧揚されたことて有つたらうと思はれる。

七 日本に於ける安居の始

さて我國に於て始めて夏安居といふことの歴史の上に見えるのは、天武天皇の十四年即ち天皇が崩御せられて皇后が攝政にお成りなされた朱鳥元年(今茲明治三十九年より一千二百二十一年前)に僧尼を宮中に請して夏安居せしむと云ふことのあるのが第一最初である。其れから更に八年を経て持統天皇の四年五月に復た宮中に於て安居講説せしめられたと云ふことが歴史に見える、然し其の方法は如何なもので有つたやら、今では其れを明かに知ることは出来ぬ。其後四五十年を経て鑑真和尚が

支那から渡りになり、奈良に招提寺が建ち戒壇院が建つて、小乘戒律を本式に行はれると云ふ時代になつては、確かに安居法を實行せられたに相違ないと思ふけれども、其れも今では明かに其様子を知ることが出来ない。其後に至り傳教大師弘法大師が新たに天台真言の兩宗を弘められる頃になつては、益々本式に行はれたであらうと思ふが、其れも今は確かに其沿革を述ることの出来ないのは甚だ遺憾なわけである。然し現に今すべて在家同様にして居る本願寺でさへも、毎年必ず安居と稱して特別に講苑を開くのであるから、況や戒とか律とか云ふことを尊ぶ諸宗に於ては、設ひ九十日では無くとも多少安居の形だけは傳つて居ることて有らう。

八 日本曹洞宗最初の結制

そこで余明かに知ることの出来るのは、即ち曹洞宗に於ける結制安居のことである、さて我國の曹洞宗高祖承陽大師は、此の結制安居と云ふことを如何ほど大切に思ふて居られたかと云ふに、前にも申した正法眼藏の「安居の卷」に斯う仰せられてある、其れは

夏安居に遭ふは諸佛諸祖に遭ふなり、夏安居に遭ふは見佛見祖なり、夏安居久しく

作佛作祖せるなり、

と仰せられ、又は

佛祖の兒孫なるもの、安居せざるは無し、安居せんは佛祖の兒孫と知るべし、安居せ
るは佛祖の身心なり、佛祖の眼睛なり、佛祖の命根なり、安居せざらんは佛祖の兒孫
に非ざるなり、

とまで極言せられてある、其れ程のことであるから、支那から御歸朝になつて程なく、
山城の深草に開墾して居られる間にも、寛喜三年に始めて結制安居せられたと云ふ
ことであるが、其れは今日確實なる證據を擧げることが出来ないけれども、其れから
三年を過ぎて「正法眼藏」の第二卷すなはち摩訶般若波羅密の御垂示には、明らかに其
の奥書に爾時天福元年夏安居日、在觀音導利院示衆とお記しなされてある、觀音導利
院と云ふは、即ち山城宇治の興聖寺のことであるから、同寺に於て始めて夏安居を行
はれたことは確實であり、且つ我國の曹洞宗に於ける結制安居の始りは是の年であると
云ふことを確言することが出来る、其後十二年を経て越前の永平寺(其時には大
佛寺)へお遷りになつたのが寛元二年七月十八日のことであるから、其の年の夏安居

を山城の興聖寺であつて過ぐしになり、其れから越前へ赴かせられたものと見える、そ
て其翌年即ち寛元三年が、永平寺に於ての始めての結制であるに因て、彼の今日現に
「正法眼藏」の第七十八卷目になつて居る、安居の卷を御撰述になつたので、其奥書には
明かに寛元三年乙巳夏安居六月十三日、在越宇大佛寺示衆とも書きなされてある、即
ち此れが我國の曹洞宗に於ける結制安居の標準を定め下されたのである、仍て其
後八十年を経て總持寺開山太祖弘徳圓明國師が元亨四年に御撰述なされた笠山和
尙清規に於ても、すべて彼の高祖の安居の卷にお據りなされて、更に其方法を弘め
になつたのである、今其一例を申せば四月十五日結制要期の殆まる時に、戒臘牌と申
て安居衆僧の名を謂ゆる夏臘の順に書並べて一同に示すことがある、其の書きかた
を太祖國師がお示しなされて、戒臘牌寸法隨處雖不定、當寺不大不小、聊慕永平之牌と
仰せられてある、是の如き些細の寸法までも斯う仰せられるほどのことであるから、
其他すべての事皆推して知らるべきである、今日曹洞一宗の一萬四千箇寺皆悉く此
の高祖太祖の兒孫ならざる者は無いのであるから、たとへ些細の事たりとも必ず兩
祖のも示し下されてある所の標準即ち安居の卷と笠山清規とに背いては相濟まぬ

はすである。

九 後世の結制

然るに何事ても久く年を経る間には、色々なる弊を生じ怠たりも起れば亂れてもくるもので、如何に綿密に嚴重にお示し下されてある所の結制安居の法も、中世に至りては十分に行はれてあつたやら無かつたやら、其れさへ今は明かに分らぬけれども、先づ第一に高祖大師の「正法眼藏」も大師の五百五十回遠忌を勤められた頃に、始めて出版せられるまでは、眞に道心の篤い人が寫し取て拜見するだけのことと、一般の人たちは立派な寺の住職でも、一生に一度も「正法眼藏」を見たことの無いのが多いと云ふ始末、太祖國師の「蟹山清規」も延寶年間に円山道白和尚が始めて出版するまでは、加賀の大乗寺の庫の中に埋もれてあつたと云ふことであるから、結制安居に限らず、都への規律が、如何なる様であつたやら思ひやられるのである。尤も足利時代の中世に於て、下總の國結城の乘國寺、開山松庵宗榮和尚と云ふ人は、結城持朝と云ふ大槻那の外護に依て、衆僧常に二三千人づゝ集まつて居て、結制安居の法を實行せられたのが久しぶりての中興といふわけて有つたと見えて、此寺には今に「江湖最初道場」と云

ふ額を懸けてあるけれども、其法式は如何やうのもので有つたやら、今は知ることが出来ない。然るに徳川家康公が天下を統一して、應仁以來何事も皆亂れに亂れた世の中を始めて泰平に治められたに就て、佛教各宗の規則制度も嚴重に取り糾され、乃ち曹洞宗の如きも永平寺と總持寺とを以て一宗の兩本山と定め、條目といふものを下されて凡天下の曹洞宗寺院僧徒たる者は、皆悉く兩本山の命令に隨はねばならぬことになり、其から追々と都べての規則も定まつて、昔の通りに回復されたこともあれば、又新たに始められた事もあり、或は昔の法を後世に行ひ好いやうに折中した事もあり、何れも皆徳川政府の公許を受けて、其後は容易に動かすことの出来ないやうに定められたものである。乃ち此の結制安居といふことの如きも、昔の法で見れば凡そ佛弟子たる者は、毎年必ず何處の寺々に於てなりとも九十日の間は、安居禁足せねば成らぬはずで、萬一一づくの寺にも安居することの出来ないやうな都合の時は、在家に於てでも九旬安居を守るべきはすである。其事を高祖大師は安居の卷に、四月一日よりは比丘僧行脚せず、諸方の接待及び諸寺院の旦過みな門を鎖せり、然あれば四月一日よりは雲霧みな寺院に安居せり、庵裡に掛搭せり、或は白衣舍に安

居せる先例なり、是れ佛祖の儀なり、幕古し修行すべし。

と仰せられてあつて、如何なる寺院にも庵室にも乃至在家に於ても安居したのであるが、徳川以後に於ては寺々に於てさへ勝手に安居することを許されないことになり、其の寺の資格に依つて、法幢地の寺なれば兼ねて永平寺の許狀を得て置て、毎年或は隔年或は五年か七年に一度つゝ、結制安居することが出来るけれども、其次の法地の寺院に於ては、中々容易に結制安居することを許されない程のことであるから、況んや其下の庵室や在家に於ては到底結制の安居のといふ名を聞くことも出来ないことになつた、且つ昔の結制安居は必ず夏に限つたもので、冬の安居と云ふことは無い、尤も梵網經の中に夏冬安居といふ言葉があるので、佛在世には冬の安居もあつたかと思はれるけれども、高祖大師が安居の卷に、

梵網經中に冬安居あれども、其法傳はれず、九夏安居の法のみ傳はれり、正傳まのあたり五十一世なり、

と仰せられてあり、瑩山清規にも冬安居の法は規定せられて無いのを見れば、昔は決して冬安居を行なふたことは無いのである、然るに徳川以後の規則では夏安居は四

月十五日より七月十五日まで九十日、冬安居は十月十五日より翌年の正月十五日までの九十日と云ふことに定められて、夏も冬も安居することに成たと云ふやうなわけて、色々と昔と今の折衷をして規則を立てられたのである、然るに明治の御一新と云ふ今日の世となつては、其の徳川時代の規則も亦た行はれないことが多くなつて、追々と昔に遠くなつて行くのは、一方から考へれば甚た遺憾なる次第であるけれども又一方から考へれば隨機應同で、此れから後の世の中を濟度するに適當なる方法を又別に見出すことにもなるので有らうかと思ふ、

十一 夏結制

一夏結制といふは、前にも申した如く未だ法幢地にならない寺を法地と云ふので、其法地に於て別段に其筋の許可を受けて、何十年目に一度わづかに一夏九十日だけの結制安居を勤めるのである、其の手續や方法を今委く申して居るわけには往かぬが、徳川時代に於ては其の一夏結制を願ふ人の資格に就て三つの要點がある、第一に其人が入衆と申して、初めて何れかの結制安居の衆僧に加つてから、三十年の法臘を経て居ると云ふこと、第二には其寺へ住職してから三年を経て居ると云ふこと、第三に

は永平寺總持寺のうちで一夜住持轉衣の法式を勤め、上京參内して御綸旨を受けてあると云ふこと、此三つの要點の備つた上に、必らず七十三人以上の衆僧が九十日の間たしかに安居すると云ふこと、結制の最初に於て五則と申して五日間法問を行ふと云ふこと、偕又其七十三人の中から首座に任せられる僧が必らず一人あつて、其人は入衆以來二十年の修行を積み、大悟徹底してこれから後たしかに人の師となるに足る資格の備はつた人に限ると云ふこと、此れは其人に取ては誠に大切なことで、此の首座職を勤めあげるのが、曹洞宗の僧侶として第一段の資格を得るので、之を罷参とも立僧とも立職とも俗には立身とも曰ひ、黒もしくは紺色の絹布の法衣に紫色の袖袴を附けて着ることを許され、始めて長老と稱せられることにもなるのみならず、この事の濟まない間は傳法相承して本統の和尚たる資格も出來ず、勿論一寺住職にも成れないものである、偕又其寺の住職すなはち一夏結制を願ふた人は、之を法幢師と稱して是れ又曹洞宗僧侶の尤も大切な資格が備はるのである、乃ち結制安居の法幢師を一度勤めた以上の人で無ければ、法幢地以上の寺に住職することが出来ないのであるから、法幢地以上の寺に進まうといふ見込のある人は是非とも一度

は必ず結制安居を勤めなければならぬのである、偕又此の法幢師と首座との關係は唯其の一夏の間の關係のみに止まらず、長々師弟の關係を結ぶので、最初得度してもらふた人を受業師と曰ひ、傳法——相承した人を本師と曰ひ、此の法幢師を併せて三師と稱するのが曹洞宗の慣習である、尤も三師を一人で兼ねて居るのもあれば、別々のもあるは其人の都合次第で規則に制限は無い、偕昔しの一夏結制は大略斯ういふやうなわけであつたが、今では其事が少々變つた所もあつて、衆僧七十三人と云ふたのを今は二十五人と定められ、首座は入衆以來二十年法幢師は三十年と云ふことも今は制限なく、昔は參内して御綸旨を受ければ直に大和尚と稱して紫緋黄を除く外色衣を着用することが出来たのであつたが、今は一夏結制の法幢師を勤めなければ、都べての色衣着用を許されないと云ふやうな色々の變更もあるが、今現に行ふて居ることは諄々しく述べる必要もなからうと思ふから、大抵は略して置く。

十一 法幢地

さて又法幢地といふことは常に法幢を建て、置くことの出来る地位の寺といふことで、法幢といふは法を説て人を教化する處の幢施すなはち旗章のことである、近頃

は何事も西洋の風になつて、學校でも會社でも其他の團體などでも皆其れくに旗章を定めて建てることになつて居るが、其本は天竺から始まつたことで、即ち天竺では已に悟りを開き法を説いて、人を教へることの出来る身分になつた人は、必ず自分との住して居る處へ旗を建て、法を聞きに来る人の目標とする、其の旗のことを法幢といふのである、其れを我國徳川時代の曹洞宗に於ては、其の法幢を常に建て、置ける寺の資格を三段に定めて、其れを三法幢地と云ふ、第一に常恒會地といふのは、毎年夏冬ともに結制安居を勤めることの出来る寺格、第二に片法幢會地これは毎年夏か冬か片方だけ結制安居を勤める寺格、第三に隨意會地といふは或は隔年に或は五七年目に一度結制安居するのである、是れは皆昔は永平寺から許狀を出して其資格を定められたもので、殊に享保十三年以後は新たに常恒會地になることを禁ぜられた段ごとのことである、から、近年に至り多くの法幢地が殖えたやうであつても、現在一万四千箇寺の中で三法幢を合して四百五六十箇寺あるだけのことである、さて此の法幢地に於ての結制安居も、大体は前に挙げた一夏結制と少しも異なる所は無く、只其の安居する衆僧の數を、一夏結制に於て七十三人以上の處を常恒會に於ては五十も法幢地の安居も更に異なつた所は無いのである。

十二 上堂及び五則法問

三人以上といふのが昔しの規則であつたのを、今の法幢地は二十人以上で宜いといふことになつた、又一夏結制に於ては法幢師と首座と兩人だけ必ず堅く禁足を護りて門外へは一步も踏み出さないといふのであつたが、法幢地に於ては昔も今も首座一人だけ禁足を護つて、法幢師には禁足の制限が無い、其他の事は都べて一夏結制も法幢地の安居も更に異なつた所は無いのである。

結制安居に就て尤も大切な法式は、結夏の上堂と五則の法問である、上堂といふことは昔は結夏に限らず、凡そ禪宗の師家たる人が正式に法を説く時には必らず法堂の須彌壇上に陞りて法語を唱へ、且つ衆僧の問答商賈をも爲せたものであるが、後世になつては、初め住職した時の晉山式、又は授戒會の滿散の時と、此の結制安居の始まる時とに限るやうなことになつたのである、即ち夏なれば四月十五日、冬なれば十月十五日に、法幢師たる人が法堂の須彌壇上に陞りて、先づ第一に香を焼いて天皇陛下の萬歳を祝してまつり、次に香を焼いて自分の本師の法恩に報ゆる語を陳べ、其れから垂語とも釣語とも申して衆僧に示す法語があつて、一同に問答商量をさせ、問答

の畢つた後に更に更に提綱と申して衆僧に示す法語を唱へる、其の前後には其の説法を證明するほどの資格ある人が白槌といふことを勤めて、此の法式の證據人になる、是れが先づ曹洞宗に於ては此上もなき大切な法式であるに依て、平生容易に行ふことは出來ぬのであるが、結制の始まる時には必ず行はねばならぬことになつて居る、さて五則法問といふことは、中世から始まつたことで、昔は結制安居に就て五則法問といふことの行はれた例は無いやうである、昔は結夏上堂の翌日即ち十六日に、法幢師から首座および大衆に對して煎點といふことを行ひ、十七日には首座から法幢師あまた大衆に行ひ、十八日には書記が行ひ、十九日には副寺が行ひ、二十日には知客が行なふ、此の煎點といふことは御茶の御馳走で懇親の誼を表するのであるが、其儀式が亦た甚だ鄭重な嚴格なもので、今日現在世間に行はれて居る茶の湯といふものも、其の本は此の煎點式から起つたもので、今ても京都の大徳寺の大茶堂などで、煎點を行はれる時は餘程嚴格なものである、然るに曹洞宗の方では何時の頃からか、煎點の式は極めて簡略になつて、其代りに前に申した十六日から二十日までの五日間、法問といふことを勤め、其のが中々盛んなる法式となつたのである、五則といふ

ことは毎日公案一則づゝを問題として、法問を勤めるに依て五日の間五則になるのである、さて此の法問といふことは昔から禪宗で行はれて居る問答商量といふことと、其實は同じやうなことでありながら、其のやりかたは全たく別て、高祖大師や太祖國師の御時代には未だ其名も聞いたことの無い法式である、そこで其の法式の様子を考へて見るに、天台宗の論義とか真言宗の談義とか云ふやうな躰裁に仿つて、足利時代頃に發達したものであらうかと思ふ、其のが流石に禪宗の問答の變化したのであるだけに、天台や真言の優柔な穩やかなのは違つて、非常に活潑で愉快であるから、武將を始め諸大名などが頻りに之を喜んで、菩提寺で法事を勤めた序などにも是非法問を聞きたいといふやうなことに成るものと見える、別して徳川家康公が法問を聽くことを喜ばれてあつたが、或時江戸貝塚（今は愛宕下）の青松寺に於て、瑞翁俊齋和尚が法問を行ふて居るのを傍聴せられて、和尚の法嗣なる頭室伊天師の法問に秀で、居るのを喜び、屢々城中に於て法問を聽問せられ、遂に朝廷に奏して、師に紫衣および普光禪師といふ徵號をも特賜せらるることになつた、其後慶長三年に曹洞宗の僧侶數十人をお城へ召されて盛んに法問を行はしめられた、其時には遠州守睡齋

の土峰宋山和尚が其上首を命ぜられたので、家康公が手づから和尚に扇子を與へられた。そこで宋山和尚は直に其扇子を拈じて法問を掌さどられたのが嘉例になつて、今に法問の時には必ず祝扇と申して、其日當番の首座なり書記なりへ扇子を與へることになつて居る。かやうな因縁に依て曹洞宗の法問が益々盛んになり、遂に淨土宗などでも曹洞宗の式に仿ふて法問を勤めることに成つたと云ふことである。そこで徳川氏の時代に定められた結制の法式に於ては、必らず此の五則の法問を勤めなければ成らぬことに成つたものと見えるが、其れも近代は大抵法幢師と首座と書記との三則だけ勤める風習となり、或ひは首座の一則だけで済ます所もあると云ふことである。尤も此れが結制安居の法式に於て佛祖の古法であると云ふわけでは無いけれども、今では比較的に一番大切なことに成つたと云ふことであるから、せめては形式だけでも厳格に勤めたいものであると思ふ。尙ほ些細な事に就ては色々あるけれども、先づは結制安居の由來沿革大略是の如きものである。

十三 結 勸

之を要するに結夏安居といふとは、近頃世間で年々歳々さんに行はれる所の夏期

講習の、尤も古くから行はれて尤も其法式の嚴格に整頓したものであつたのである。其れが自然に寺院や僧侶の身分を定める規則となつた爲に、愈々確實に行はれなければ成らぬはずであるけれど、中世以來何事も形式だけに流れた餘弊を受けて、結制の法式ばかり嚴重になつて、却つて其の精神は抜けてしまふ有様であつたのが、近頃になつては其の法式さへも、昔のやうには行はれないことに成つたのは、甚だ遺憾の次第であるに依て、是れから後は縱ひ其法式などはモソと簡略にしても宜いから、其の精神を確かに入れて、九十日が三十日でも一週間でも、誠實に佛教の眞理を講讀して、參禪辨道を實踐躬行することに致したいものである。さもなければ切角、三千年の昔から佛祖歴代相承せられて、我が承陽大師の如きは、夏安居は佛祖の命根であるとまで仰せられたのが、世間の學者や教育會が年々催ふ所の夏期講習にも及ばぬことに成らうと思ふ。其れでは誠に遺憾の次第で、佛祖に對して何ともお詫の申しあげやうもない次第である。其れに就ても近頃は處々方々に佛教夏期講習といふ催しあるのは、誠に結構なことで活きた結制安居と申しても好からうと思ふ。これが亦た自然に將來の結制安居に變動を起して、佛祖の御精神の再活蘇生せられる端緒

となれば好いがと思ふことである。

二六

結制の由來

終

明治三十九年五月八日印刷

明治三十九年五月十一日發行

著述人 大内青巒

印 刷 人 兼 今村金次郎

印 刷 所 株式会社秀英舎

東京市芝區露月町十八番地

不許複製

發行所

東京市芝區露月町十八番地
電話新橋三千廿七番地

鴻盟社

東京市京橋區西紺屋町廿六七番地

